

令和3年度 町の空き家対策の 取組状況について

(1) 令和3年度の空き家対策の取組み

①適正管理通知の送付 (5月納税通知書に同封・10月ニーズ別送付)

→5月は例年通り、納税通知書に適正管理通知を同封した。(P.3参照)

10月は所有者のニーズに合わせ、ニーズ別チラシを送付した。(P.4参照)

②空き家解体工事の補助金申請受付 (5月・10月)

→補助金額は対象見積金額の1/2で、上限50万円。当初予定の5件は即日受付終了したが、終了後も問い合わせが多く、3件分を追加で募集し、即日受付終了した。

③広報紙への掲載 (7月・10月)

→7月は相談窓口開設の記事。10月は空き家対策月間及び空き家相談会案内の記事を掲載した。

④空き家相談会の実施 (10月23日)

→P.5~10 「(2) 空き家相談会の実施報告」で詳細報告します。

⑤現地見回り（随時）

→相談があった空き家を見回り。月間中は実態調査で確認した危険度の高い空き家を見回り。

⑥相談があった空き家について適正管理通知の送付（随時）

→20件（草木の繁茂13件、建物等の破損4件、その他3件）（令和4年1月末時点）

⑦空き家バンクの登録（随時）

→登録件数1件（今後はリフォーム補助を利用希望）。他1件が登録調整中。

→今年度は国が10月に実施している住生活月間に合わせて、町でも10月を空き家対策月間として集中的に空き家対策を実施することで相乗効果を図った。

《参考》5月の納税通知書に同封した適正管理通知

納税通知書に同封した適正管理通知は、空き家に関する相談窓口や空き家バンク、補助金に関する案内を掲載した。

今年度も実施します！

空き家解体・リフォーム補助金

相続した実家を解体したい

空家等解体工事補助

【対象者】
町内に所有している空き家の解体工事をする空き家所有者

【要件等】

- 個人所有であること
- 昭和56年5月31日以前に建築基準法第6条第1項に規定する確認を受けて建築されたもの。ただし、耐震改修工事がなされた空き家は除く。
- 権利は所有権のみであること。

※この他にも要件があります。詳細は必ずお問合せください。

補助額最大

50

万円

空き家をリフォームしたい

空き家リフォーム補助

【対象者】
空き家バンクに登録された物件をリフォームした登録者または利用希望者

【要件等】
利用希望者の場合は対象となる物件で住民登録をしている方

可空き家バンクの登録が必要だよ！

空き家を解決するお手伝いをしています

お困りごとに！

空き家相談窓口

町では様々な分野の専門家団体と協定を締結し、**空き家**に関するご相談を受付しています。

【こんな相談を受けられます】

- 売却したときの税金などを相談したい
- 相続手続きを相談したい
- リノベーションの相談をしたい

※上記以外も相談対応可能です

移住希望者も注目！


二宮町空き家バンク

空き家バンクでは、「町」が「あなた」と「不動産事業者」を繋ぎ、情報発信をしています。

今が登録のチャンス！

売却・賃貸を検討されている所有者は、この機会に是非、町都市整備課にご相談ください。

【グリーン住宅ポイント制度】
空き家バンクに登録された物件に対し、国の新しい制度が使える予定です。制度の詳細はこちらもご確認ください。



問合せ： 二宮町都市整備課計画指導班 ☎0463-71-5956

<表>

住まいの補助金（災害への備え）

耐震性があるか知りたい！

木造建築物耐震診断補助金

診断費用 90,000 円のうち
補助額 **75,000** 円
(自己負担額 15,000 円)

【対象建築物】

- 昭和56年5月31日以前に建築された地上2階建て以下のもの
- 旧耐震基準に該当するもの

【対象要件】

- 対象建築物となる木造住宅を所有し、現に居住していること
- 住民登録があること

耐震性を高めたい！

木造建築物耐震改修工事補助金

補助額最大 **50** 万円（工事費の1/2）

【対象建築物】

- 町が実施する耐震診断を受けた結果、建築物本体評点が1.0未満であったもの

【対象要件】

- 対象建築物となる木造住宅を所有し、現に居住していること
- 住民登録があること

制度拡充 敷地内の老朽化したブロック塀等を撤去したい！

ブロック塀等撤去工事補助金

補助額最大 **10** 万円（工事費の1/2）

【補助対象】

- 個人所有であること
- 公道（国道、県道、町管理道路）に面していること

※ブロック塀等を60cm以下にする工事が対象です。

通学路に面しているブロック塀等は、
補助額最大 **20** 万円（工事費の9/10）

【お問合せ】
要件等の詳細は下記までお問い合わせください。
二宮町都市整備課計画指導班 ☎0463-71-5956（直通）

<裏>

《参考》10月の適正管理通知に同封したニーズ別チラシ

<ニーズ別チラシとは？>

令和2年に実施した空き家実態調査で回収した所有者アンケートの回答をクロス集計し、ニーズ別にチラシ作成したものの。

〈例えば〉

県外在住者

将来的に利用を検討

×

年1回の管理行為

維持管理で困っている

この場合は、「解体補助」より「空き家の見回り作業」の案内が効果的

ニーズ別チラシ	割合
解体補助	9%
リフォーム補助	33%
空き家バンク	35%
除草・剪定の代行	23%



二宮町シルバー人材センター

除草・剪定を代行します

町には「空き家の草木が繁茂して困っている」という相談が多く寄せられます。
 草木の繁茂を放置していると、ハチ・蚊などの発生原因になったり、ゴミが不法投棄されたりと、生活環境の悪化を招き、近隣の方の迷惑にも…。

でも遠方に住んでいて、なかなか管理ができない…。

↓
そんな方には！

二宮町シルバー人材センターでは、遠方に住んでいて、定期的な管理ができない方のために、草木の**除草・剪定**の代行サービスを実施中。

料金表

※詳細はシルバー人材センターにお問合せください。

植木の剪定	1日おおよそ12,000円/人 <small>機械使用料・樹立運搬料込</small>
草刈り	1日おおよそ11,000円/人 <small>機械使用料・燃料費込</small>
草取り	1日おおよそ8,000円/人 <small>(一般家庭の草取り)</small>
事務手数料	ゴミ処理費・ごみ袋費を含めて料金総額10% <small>※土・日は2割増</small>

オススメ

空き家の見回り作業

遠方に住んでいて管理ができないという方に代わり、空き家の見回り点検を行うサービスです。空き家の状態を目視により点検をし、項目チェックシートと現状を写真撮影したものを報告書として送付します。

【料金】2,500円/回

ふるさと納税の返礼品にも！

【お問合せ】

<p>【代行サービスに関すること】</p> <p>二宮町シルバー人材センター 〒259-0132 神奈川県中部二宮町緑が丘1-10-6 TEL 0463-71-0681 【営業時間】9:00~17:00(土・日・祝日除く)</p>	<p>【空き家対策全般に関すること】</p> <p>二宮町都市部都市整備課 〒259-0196 神奈川県中部二宮町二宮 961 TEL 0463-71-5956 【受付時間】8:30~17:15(土・日・祝日除く)</p>
---	---

<除草・剪定の代行チラシ>

(2) 空き家相談会の実施報告

①相談会の実施概要

開催日時	令和3年(2021年)10月23日(土) 13:30~16:00
開催場所	二宮町町民センター 2Aクラブ室
相談時間	1組30分
相談件数	計9件
相談内容	●リフォームの相談3件 ●管理・売却・賃貸等の相談6件

②相談者アンケートの結果について

アンケート項目

1. 居住地域（受付時に確認）
2. 年齢構成
3. 情報取得媒体
4. 開催日時
5. 開催時間帯
6. 相談時間
7. 参考度
8. 満足度
9. 継続有無
10. 今後の参加有無

空き家相談会のアンケート

本日は空き家相談会にご参加いただきありがとうございます。今後の参考のため、アンケートにご協力をお願いいたします。

1. あなたの年齢を教えてください。

50 歳未満 50 歳代 60 歳代 70 歳代 80 歳以上

2. 相談会には満足しましたか。

満足 やや満足 普通 やや不満 不満

3. 相談会の設定時間（30 分間）は適切でしたか。

ちょうど良かった 設定時間が短い 設定時間が長い

4. 相談会は今後の参考になりましたか。

大変参考になった 参考になった あまり参考にならなかった
参考にならなかった理由（ ）

5. 今後も相談を継続したいと思いますか。

有料でも継続したい 無料なら継続したい 継続の予定はない

6. 相談会の開催をどうやって知りましたか（複数回答可）。

町からの案内チラシ 町広報紙 町 HP その他（ ）

7. 相談会の開催日時について。

①平日に開催してほしい 土・日曜日に開催してほしい
②午前 午後 夜間（19 時以降）
理由（ ）

8. 今後、相談会が開催された場合、参加したいですか。また相談したい相談員がいればご記入ください。

参加したい 参加予定はない
(例) 相続登記などについて、司法書士に相談したい

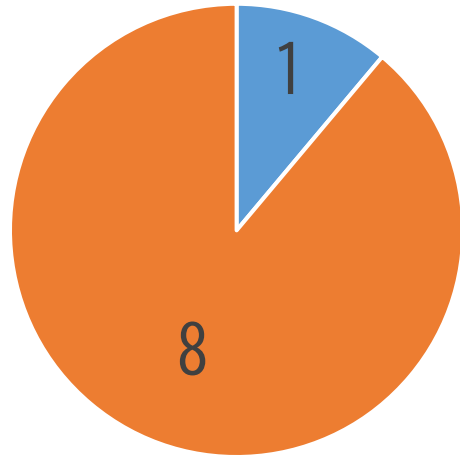
9. 相談会についてご意見、ご感想があればご記入ください

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

本アンケートの集計結果は、個人が識別されないようにして、町 HP での公表及び二宮町空家等対策協議会に情報共有を行いますので、予めご了承ください。

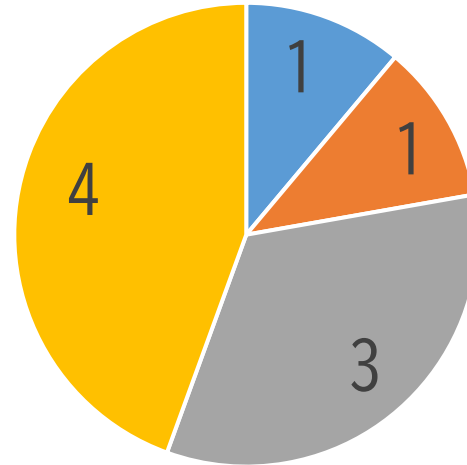
②相談者アンケートの結果について（1～3）

1. 居住地域



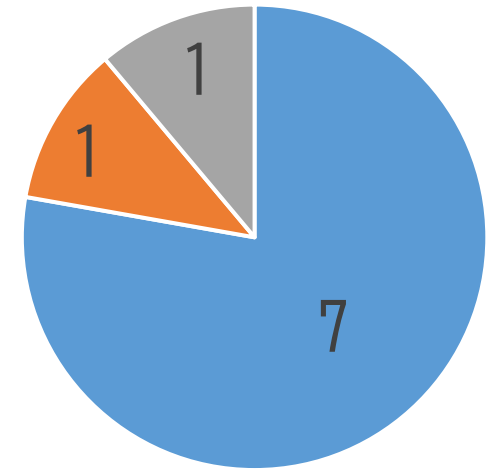
■ 町内 ■ 町外

2. 年齢構成



■ 50歳未満 ■ 50代
■ 60歳代 ■ 70歳代

3. 情報取得媒体



■ 町からの案内チラシ
■ 町広報紙
■ 未回答

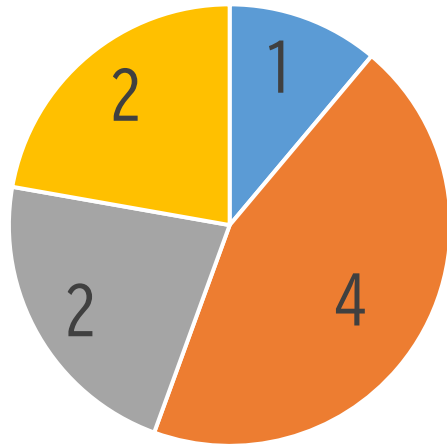
相談者は町外在住が多い。
町外だと空き家を管理しづらい
ためと考えられる。

60～70歳代と高齢の方が多いが、
親子で参加する人も多かった。

個別通知は一定の効果があった
と考えられる。

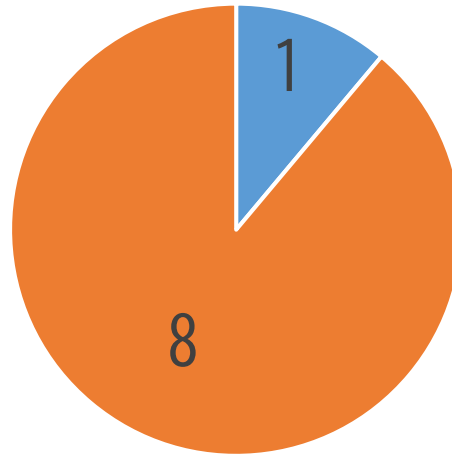
②相談者アンケートの結果について（4～6）

4. 開催日時



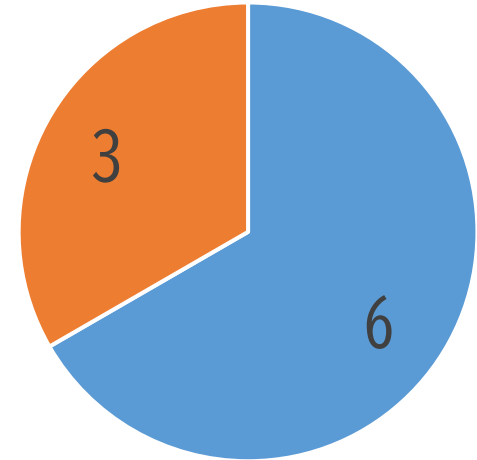
- 平日に開催してほしい
- 土・日曜日に開催してほしい
- いつでもよい
- 未回答

5. 開催時間帯



- 午前
- 未回答

6. 相談時間

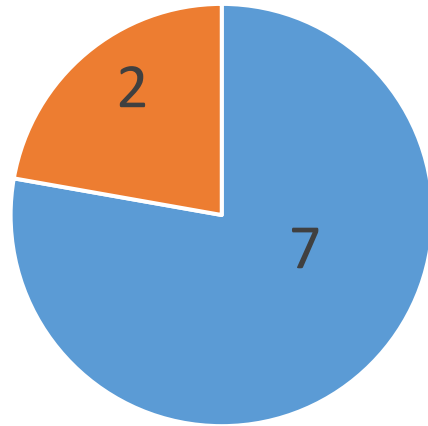


- ちょうど良かった
- 設定時間が短い

土・日曜日に開催してほしいとの声が多いため、今後も土・日曜日の開催を検討したい。

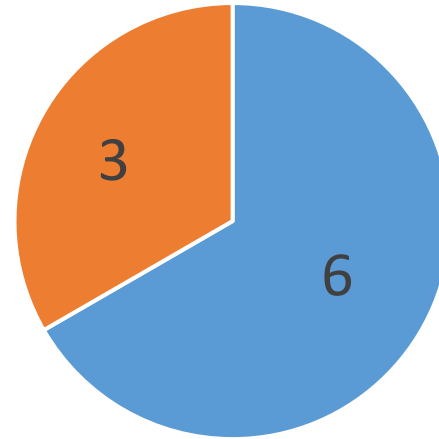
②相談者アンケートの結果について（7～9）

7. 参考度



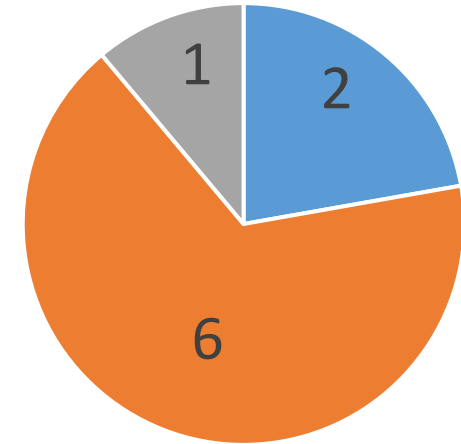
- 大変参考になった
- 参考になった

8. 満足度



- 満足
- やや満足

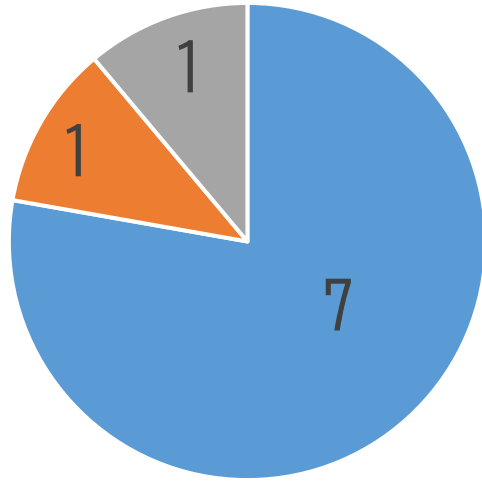
9. 継続有無



- 有料でも継続したい
- 無料なら継続したい
- 継続の予定はない

②相談者アンケートの結果について（10）

10. 今後の参加有無



- 参加したい
- 参加予定はない
- 未回答

●今年度の相談会は、土曜日開催とし、相談会の案内を
実態調査時に実施したアンケートで回答があった方に送
付したことで、多くの方に参加いただいた。なお、相談
会では売却・賃貸の相談が多かったため、空き家バンク
制度の紹介も併せて行った。

●相談会は親子での参加も多く、家族内で話し合いをし
たうえで参加する方もいた。相続等は親子間の話し合い
も重要であるため、今後は親子での参加も促していきた
い。またリフォームの相談に関しては、趣旨とズれる相
談も多く、事前の周知等で相談内容の明確化を図ってい
きたい。

(3) 令和4年度以降の町の空き家対策について

- ①引き続き、**予防・啓発**を行い、適正管理通知や空き家対策に関するお知らせを空き家所有者に対して周知していく。
- ②令和4年度も10月を**空き家対策月間**と定め、広報紙への掲載やニーズ別チラシの送付、空き家相談会等を開催していく。
- ③令和4年度中に空家等対策計画の改定に向けた素案を作成し、協議会で協議をし、令和5年度以降の**空家等対策計画を改定**する。

令和3年度第2回
二宮町空家等対策協議会